

化学兵器の禁止及び特定物質の規制等に関する 法律第2条第3項に規定する特定物質

(1) 毒性物質

	関税率表の 番号等	貨物名
1	2931.90-000	O—アルキル＝アルキルホスホノフルオリダート(O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキルホスホノフルオリダートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
2	2931.90-000	O—アルキル＝N・N—ジアルキル＝ホスホルアミドシアニダート(O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、N・N—ジアルキルのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
3	2930.90-900	O—アルキル＝S—二—ジアルキルアミノエチル＝アルキルホスホノチオラート(O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、S—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
4	2930.90-900	S—二—ジアルキルアミノエチル＝ヒドロゲン＝アルキルホスホノチオラート(S—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホノチオラートのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
5	2930.90-900	二—クロロエチルクロロメチルスルフィド
6	2930.90-900	ビス(二—クロロエチル)スルフィド(別名マスタードガス)
7	2930.90-900	ビス(二—クロロエチルチオ)メタン
8	2930.90-900	一・二—ビス(二—クロロエチルチオ)エタン(別名セスキマスタード)
9	2930.90-900	一・三—ビス(二—クロロエチルチオ)—n—プロパン
10	2930.90-900	一・四—ビス(二—クロロエチルチオ)—n—ブタン
11	2930.90-900	一・五—ビス(二—クロロエチルチオ)—n—ペンタン
12	2930.90-900	ビス(二—クロロエチルチオメチル)エーテル
13	2930.90-900	ビス(二—クロロエチルチオエチル)エーテル(別名O—マスタード)
14	2931.90-000	二—クロロビニルジクロロアルシン(別名ルイサイト一)
15	2931.90-000	ビス(二—クロロビニル)クロロアルシン(別名ルイサイト二)
16	2931.90-000	トリス(二—クロロビニル)アルシン(別名ルイサイト三)
17	2921.19-000	ビス(二—クロロエチル)エチルアミン(別名HN一)
18	2921.19-000	ビス(二—クロロエチル)メチルアミン(別名HN二)
19	2921.19-000	トリス(二—クロロエチル)アミン(別名HN三)
20	3002.49-000	サキシトキシシ

21	3002.49-000	リシン
22	2931.59-000	P-アルキル-N-[――(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホンアミド酸=フルオリド(P-アルキル又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、P-アルキル及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
23	2929.90-000	N-[――(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホンアミド酸=フルオリド(アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
24	2929.90-000	N-[――(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホリアミドフルオリド酸(アルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、アルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
25	2929.90-000	アルキル=N-[――(ジアルキルアミノ)アルキリデン]ホスホリアミドフルオリダート(ホスホリアミドフルオリダートに結合するアルキル基又はジアルキルアミノのアルキル基がシクロアルキル基であるもの及びアルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基であるものを含み、ホスホリアミドフルオリダートに結合するアルキル基及びジアルキルアミノのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アルキリデン基の炭素数が十一(アルキリデン基がシクロアルキルメチリデン基である場合にあっては、シクロアルキルのアルキル基の炭素数が十)以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
26	2931.59-000	N-[ビス(ジエチルアミノ)メチリデン]-P-メチルホスホンアミド酸=フルオリド
27	2933.39-220	N-アセチルオキシアルキル-N・N・N'・N' -テトラアルキル-N' -{[三-(ジメチルカルバモイルオキシ)ピリジン-ニ-イル]メチル}-N・N' -(デカン-1-X-ジイル)ジアンモニウム=ジブロミド(アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基であるものを含み、アセチルオキシアルキル(アセチルオ

		キシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノアルキル又はヒドロキシアルキル)及びテトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、アセチルオキシ基(アセチルオキシアルキル基がシアノアルキル基又はヒドロキシアルキル基である場合にあっては、それぞれシアノ基又はヒドロキシ基)がその結合するアルキル基と当該アルキル基の位置番号一から八までのいずれかの炭素原子において結合しているものに限る。)(Xは、一から十までの整数を表すものとする。)
28	2933.39-220	N・N・N'・N'—テトラアルキル—N・N'—ビス{[三—(ジメチルカルバモイルオキシ)ピリジン—二—イル]メチル}エタンビス(アミジウム)=ジブロミド(テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。)
29	2933.39-220	N・N・N'・N'—テトラアルキル—N・N'—ビス{[三—(ジメチルカルバモイルオキシ)ピリジン—二—イル]メチル}—N・N'—(二・X ₁ —ジオキソアルカン—・X ₂ —ジイル)ジアンモニウム=ジブロミド(アルカンの構造が直鎖であり、当該アルカンの炭素数が四以上十二以下であり、かつ、テトラアルキルのアルキル基の炭素数が十以下であるものに限る。)(X ₁ は当該アルカンの炭素数から一を減じた数を、X ₂ は当該アルカンの炭素数と等しい数を表すものとする。)

(2)原料物質

	関税率表の 番号等	貨物名
1	2931.59-000	アルキルホスホニルジフルオリド(アルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)
2	2931.90-000	O—アルキル=O—二—ジアルキルアミノエチル=アルキルホスホニット(O—アルキルのアルキル基がシクロアルキル基であるものを含み、O—アルキルのアルキル基の炭素数が十以下であり、かつ、O—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
3	2931.90-000	O—二—ジアルキルアミノエチル=ヒドロゲン=アルキルホスホニット(O—二—ジアルキルアミノエチル及びアルキルホスホニットのアルキル基の炭素数が三以下であるものに限る。)並びにそのアルキル化塩類及びプロトン化塩類
4	2931.59-000	O—イソプロピル=メチルホスホノクロリダート(別名クロロサリン)
5	2931.59-000	O—ピナコリル=メチルホスホノクロリダート(別名クロロソマン)